

特殊車両と過積載車両の指導・取締りを実施します

郡山国道事務所では、猪苗代警察署と協力し、今年度2回目となる「特殊車両」と「過積載車両」の指導・取締りを実施します。

特殊車両（重量超過車両等）が道路に与える影響は、道路構造の劣化を早めることになり、社会的にも大きな影響を及ぼすこととなります。（別紙）

この指導・取締りは、道路の保全及び事故等の危険防止を図るとともに、特殊車両通行許可制度の普及啓発及び無許可・違反車両に対して是正指導を行うことを目的として実施するものです。

実施日時 平成29年9月12日（火）13：30～15：30（小雨実施）
※天候等の事情により中止となる場合があります。
実施場所 猪苗代車両検測所（国道49号 猪苗代町大字山潟字出戸墓目地内）



実施場所位置図



1回目（7月20日）の指導取締りの状況

【記者発表会：郡山記者クラブ、会津若松市記者クラブ】

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所

TEL 024(946)0333（代表）

管理課長 渡部 健彦（わたなべ たけひこ）内線431

国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所 会津若松出張所

TEL 0242(23)1241（代表）

会津若松出張所長 服部 隆二（はっとり りゅうじ）

違反者の名称や違反内容を公表します

「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに、または許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それに関わらず違反が確認された場合には、その**違反者の名称や違反内容等を公表**します。

重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

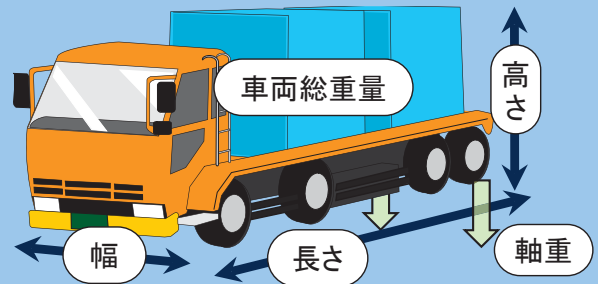
軸重が制限(10t)の2割超過(12t)

橋への負担は制限(10t)以下の車両で9台分以上!!!

損傷(鋼材破断)の実例(国道23号 木曾川大橋)

下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で 2.5m
高さ	積載状態で 3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大 10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- ・車両を通行させようとする者(運送事業者、荷主等)が申請しなければなりません。
- ・道路管理者(国、都道府県、市町村等)は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。
- ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

▶インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【ご注意ください】 許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。

これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第104条第1項)